

自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人について、就労先の閉鎖等に伴う就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

(1) 損害項目

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 離職・再就職活動にかかる費用 | 金30,000円 |
| ② 就労不能損害 | 金1,733,841円 |
| ③ その他実費 | 金500円 |

(2) 期間

上記1(1)①から③につき、平成23年3月11日から平成24年5月31日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び損害期間についての合計金1,764,341円の支払い義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

第1項に掲げる期間における同項に掲げる損害項目(当該期間に限り、その遅延損害金を含む)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月26日

(仲介委員長 嘉村 孝、仲介委員 伊藤嘉健、同 永山在浩)